

京都市訓令甲第12号

序 中 一 般

区 役 所

市 立 大 学

事 業 所

京都市職員の勤務時間等に関する規程の一部を次のように改正する。

平成22年12月28日

京都市長 門 川 大 作

第3条第2項中「長(」の右に「次の表の左欄に掲げる職員の勤務時間等にあつては、
同表の右欄に掲げる職員。」を加え、同項に次の表を加える。

美術館副館長及び事務局長	美術館事務局長
美術館に置く課に属する職員	美術館に置く課の課長
動物園に置く課に属する職員	動物園に置く課の課長
元離宮二条城事務所に属する職員 (所長を除く。)	元離宮二条城事務所次長

別表保健福祉局の款子育て支援部の項児童福祉センターの目中

「

発達相談 所診療療 育課の職 員(知的 障害児通 園施設及 び盲ろう あ児施設 としての 事業に従 事する職 員に限 る。)	午前8時30分から午後5 時15分まで。ただし、土曜 日は、正午まで	土曜日以 外の日 は、1時 間	日曜日、4 週間を通じ て1日及び 2の土曜 日、祝日法 による休日 並びに1月 2日、同月 3日及び1 2月29日 から同月3 1日まで
--	--	--------------------------	--

を

」

「

発達相談 所診療療 育課長並 びに発達 相談所診 療療育課 の知的障 害児通園 施設及び 盲ろうあ 児施設と しての事 業に従事 する担当 課長補佐 及び担当 係長	交替に 午前8時30分から午後5 時15分まで（土曜日を除 く。） 午前8時30分から午後0 時45分まで（土曜日を除 く。） 午後1時から午後5時15 分まで（土曜日を除く。） 午前8時30分から正午ま で（土曜日に限る。）	午前8時 30分か ら午後5 時15分 までの勤 務につい ては、1 時間	日曜日、4 週間を通じ て3の土曜 日、祝日法 による休日 並びに1月 2日、同月 3日及び1 2月29日 から同月3 1日まで
--	---	--	--

に改め

」

る。

附 則

この訓令は、平成23年1月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)